

# 平成29年第8回東大和市議会建設環境委員会記録

平成29年12月15日（金曜日）

---

## 出席委員（6名）

委員長	根岸聡彦君	副委員長	荒幡伸一君
委員	尾崎利一君	委員	二宮由子君
委員	関田正民君	委員	中野志乃夫君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（1名）

議長 押本修君

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

## 出席説明員（7名）

副市長	小島昇公君	市民部長	村上敏彰君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
産業振興課長	小川泉君	ごみ対策課長	中山仁君
都市計画課長	神山尚君		

## 会議に付した案件

- (1) 第46号議案 東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例
- (2) 29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情
- (3) 所管事務調査

市の一般事務に係るごみ行政について

午前 9時29分 開議

○委員長（根岸聡彦君） ただいまから平成29年第8回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（根岸聡彦君） 初めに、第46号議案 東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 本会議場の御説明で都市農地振興基本法ですか、（「都市農業」と呼ぶ者あり）都市農業か、が定められて、都市の農地はあるべきもの、守るべきものというふうに変わったということから、都市の農地を守るために生産緑地を現在500平方メートル以上とするっていうふうに定められているものを300平方メートル以上っていうふうに条例で定めれば、定めることができるということから、今回条例提案、提出されているという御説明でした。

それで、都市の農地が宅地並み課税されたりして、相続などでどんどん消えていくというようなことがよく言われていることですが、この生産緑地に指定されることによって、これを守ることができるっていう、その生産緑地そのものの制度についての御説明をしていただきたいのと。それを300平方メートル以上というふうに定めることでの効果について伺いたい。

それから、東大和市において、農地をあるべきものっていうことで守っていくということでの現状と課題についての認識を伺いたいと思います。

一応その2点伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） それでは、1点目の生産緑地の制度についてということでございます。

生産緑地法の目的がですね、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とするというふうになってございます。生産緑地法の3条で、一定の農地を都市計画に生産緑地地区に定めることができるとなっております。その農地でございますけれども、農地につきましては、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用がある農地、また公共施設等の敷地の用に供する土地として適している、そういった農地であることです。

それから、もう一方で、今現状では500平方メートル以上の規模の区域であることというような条件がございます。このような生産緑地区に指定した場合ですね、当該農地を農地等として管理しなければならないという、そういう義務が発生いたしまして、建築物の建築等が制限されるような状態になります。そういった建築物の建築について制限がかかるような行為制限、これは営農義務は一応30年ということになっておりますので、30年経過するまでは行為制限がかかっているというような、一応そういう制度でございます。

今現状で500平米という最低基準がございますので、これを300平米に改正することによりまして、都市農地の保全が進むという方向にシフトしていくと考えております。

以上です。

○産業振興課長（小川 泉君） 2点目の御質疑にございました農地の保全についての現状と課題についてでございます。

当市では農地のほとんどが市街化区域内にございますために、宅地化の振興による農地の減少が進むと同時にですね、農家世帯の高齢化や農業後継者問題など、極めて厳しい状況にございます。こういったところから

ですね、農業者が行う事業に要する経費の一部をですね、補助することによりまして、農業者の持続的かつ安定的な農業経営が確立するようなことを目指しているところでございます。

課題といたしましては、農地の保全に対する課題でございますけれども、この当市の立地条件、こういったものを生かしてですね、生産性や利益性の高い農業を確立すること、また農業後継者や労働力の不足を改善するために、地域農業を支えるボランティアの育成、こういったことに力を入れることが重要だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 御説明ありがとうございます。

それで、現在東大和市では生産緑地と同じ500平米以上ということで、市民農園の基準も定められていますけれども、今回この生産緑地の下限を300平方メートル以上とすることと関連して、市民農園の最低のその規模として300平方メートル以上というふうに引き下げるといようなお考えがあるのかどうか。もしくは検討課題になるのかどうか、伺いたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 市民農園のですね、基準平米数の引き下げの件でございます。

現在市民農園の設置基準はですね、東大和市民農園条例施行規則において500平方メートル以上であることと定められております。これは市民農園として整備する上において、耕作に要する水道設備や園内の通路、こういったことに加えまして駐輪スペースが必要になったりとか、また相当数の区画割ができる農地であることが望まれる。こういうことからですね、当市は利用者の利便性を確保する上で、現在500平方メートル以上というふうに定めさせていただいております。

今後につきましても、市民農園を利用したいという市民のニーズ、こういったものをしっかりと確認しながら、当市の農業政策上どのようにすべきかを判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） さまざま御説明いただきましてありがとうございます。

私も農業委員をさせていただきまして、東大和の農業者の皆様はですね、非常に頑張っているところを実感をしているところでございますけれども、500平米から300平米以上ということに変わることによって、この生産緑地地区がどのくらいふえる見込みなのかというのを1点だけお伺いさせていただきます。

○都市計画課長（神山 尚君） 当市には300平米以上500平米未満の農地が約5.62ヘクタールございます。現在産業振興課のほうが農業振興計画を策定中でございますけれども、策定の検討材料とするために、市内農業者を対象にアンケート調査を実施し、東大和市農家意向調査報告書速報というのをまとめております。これによりますと、市内の農業者224件のうち6.3%に当たる14件の農業者の皆様が、「下限面積が緩和されれば生産緑地としたい」というふうに回答しております。追加指定面積の推計でございますけれども、このアンケート調査の数値を用いて、あくまで便宜的に算出した面積としてお答えいたします。対象となる市内にある300平米以上500平米未満の農地、合計で5.62ヘクタールございますが、これに先ほどの追加指定を望む農業者の割合であります6.3%を乗じて算出した約3,500平米程度というような推計が1つできるかというふうに思っています。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） ほかに質疑はございますでしょうか。

○委員（二宮由子君） 今振興計画というお話されましたけれども、その振興計画で今御説明できる範囲でどのような内容が盛り込まれるのか、少しだけ伺いたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 新たな振興計画を現在策定中でございます。新たな農業振興計画の中ですね、現在平成30年度からですね、39年度までの計画を策定してございます。内容について具体的に申し上げますと、まだ詳細は決まってございませんが、当市とともに共存し、市民生活に貢献する力強い都市農業を目指すといったことが中心になって、今検討されている最中でございます。

特には特徴といたしましては、今まで小規模農地の農家さんに対する施策の部分ではですね、その支援施策が若干やはり物足りなかったのかなというところが指摘されてございますので、小さな農地面積であっても、一生懸命頑張っている農家さんに対しましては、市としても何らかの形で支援をしていくということ、今その計画を策定する中で検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（根岸聡彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（根岸聡彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（根岸聡彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第46号議案 東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員入れかえのため暫時休憩いたします。

午前 9時40分 休憩

---

午前 9時41分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（根岸聡彦君） 次に、29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情。

○委員長（根岸聡彦君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（荒幡伸一君） では、何点か質疑をさせていただきます。

まず、この陳情理由に書いてございます第46回の地域連絡協議会で、協議会を一方的に打ち切り解散をされましたが、懸案事項がいまだ未処理で残されている状況ではございますけども、その解散された理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 桜が丘で実施していました地域連絡協議会、こちらの解散理由でございますが、こちらにつきましては、まず第1にですね、一定の建設に向けた御議論、そういった中で御意見等をいただけたということでございます。

2点目といたしまして、協議会の会長にはかなり御尽力いただいたところではあります、協議会のほうですね、会長としては中立的に議事進行していただいたところではあるんですが、会長の名前でもちましてですね、一定の決議をしたような、そういう決議文がですね、送付されたということがございます。これにつきましては、第46回ですね、協議会の中では同じ日にちで市議会議員の皆様へ、そのような旨の通知がいったわけでございますが、会長の認識といたしましては、アンケートをとったところで私どもは聞いてまして、それが一定の決議みたいなですね、そういったものをする場ではないということを重々知っていた会長が、会長の名前でもって市議会議員の皆様へですね、そのような文書が送付されたということで、今の現状の協議会に残られている十二、三の団体の方というのは、これはもう事業に対して反対という方でございますので、そういった方たちとのですね、溝がですね、そういったことでなかなか今は埋められないということがございます。かといって一方では、年内には建築確認をとらなければいけないという事業スケジュールをもう従前から提示をさせていただいております。したがって、そういったことから一度この建設に向けた協議会は閉めさせていただくということで、また来春を目途にですね、別途違った場を設けさせていただくということで解散をしたものでございます。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） では、いまだこの多くの近隣住民の皆様を初め、多くの市民の皆様から理解を得られていない状況が続いているわけでございますけども、今後どのようにこの理解を得ていく予定なのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 多くの反対者というところで、なかなかその数の捉え方というのは、私ども行政側との乖離が多少あるのかなというふうには感じているところでございます。ただ、いずれにしても、数の大小にかかわらず、反対している方がいるというのは、これもまた事実でございます。したがって、協議会の最後にですね、反対されている方におかれましてはですね、私どもが今後建築確認をとりまして、私どもというか、失礼しました。衛生組合でございます。建築確認を組合がとりまして、事業を進めていく中で、工事の進捗状況は適宜説明をさせていただく。また、今後積み残しと言われてます懸案事項についても、今並行して、その解消に向けて事務を進めるということになってございます。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） では、東大和市がこの単独でこの可燃ごみを処理するとなった場合に、必要となるこの経費について、情報開示をされておりますけども、この比較検討をする意味でも、小平市ですとか武蔵村山市の場合というのも情報開示をするべきであったんじゃないかというふうに思いますけども、その点については

いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 都市計画決定を手續として踏む中での説明会において用いた資料のお話であろうかと思うんですが、あくまでもこちらにつきましては、東大和市の市民を対象とした事業の説明になっております。全体の3市共同資源化事業については組合が3市市民という形でやるわけですが、用いた資料の説明につきましては、東大和市が都市計画決定をするという上での資料であったということで、東大和市の状況をお示したところでございます。

あと、比較検討という点でございますが、3市の状況の比較というよりは、今回はその東大和市が単独でごみ処理を単独で実施していくには、やはり多額の費用が要するというのがございますので、まずは私ども行政側の考えとして、引き続きこの3市での枠組みの中です、ごみ処理を続けていくという、そういったことをお伝えする目的もございまして、こういった資料での提示の説明となっております。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） そして、またこの陳情理由の中には、この東大和市だけをとって、この情報開示をしていることによって、市民の不安をあおるんじゃないかというようなことが書いてございますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 市民の不安をあおるという御意見でございますが、私ども、市民皆さんの廃棄物の処理を担わなければいけない末端の自治体でございますので、それが適正に処理がされないということがあってはいけないというのがございますので、私どもの考えとしては、3市の枠組みを続けていくことの必要性、また重要性がございますので、それを本当に失うか否かです、そういう状況にあるという現実、やはり市民の方にもお伝えしなければならないというのがございます。やはり同じ多摩地区内で危機的状況に陥ってしまった自治体もございまして、やはりそういう現実として起こり得る問題も秘めているという、そういったところの現状はお伝えしなければいけないということになっております。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） では、現在この容器包装プラスチック及びペットボトルについては、この民間委託をしているわけですが、民間委託はこの武蔵村山市から、この平成30年度末までというふうに言われているというふうに書いてございますけども、その根拠について教えていただけますでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 現在本市が民間委託しておりますプラとペットボトル、こちらの平成31年3月末と言われている根拠ということにつきましては、これは武蔵村山市さんのほうからですね、やはり他市の行政回収した一般廃棄物の車両が入ることになりますので、武蔵村山市さんのほうから、平成31年の3月末ということでお話をいただいているところでございます。

また、この内容につきましては、桜が丘の協議会の中でもですね、その辺の事実確認ということで、地域委員の方が武蔵村山市の担当の方も会議には出ておりますので、その中で別に私どもが不安をあおっているわけではなく、そのことも含めて事実というか、現実の直面している課題だということで、説明をしておりますので、協議会の中においてもですね、31年3月というのは武蔵村山市の担当のほうからも申し上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） では、新ごみ焼却施設について、ちょっとお伺いをいたしますけども、この現在の大枠で結構ですので、試算の状況について伺います。大体どれぐらいかかるのかとかというところですね。

○環境部長（松本幹男君） 新ごみ焼却施設につきましてもですね、これまた小平・村山・大和衛生組合の事業でございますので、私どもが衛生組合から聞いている事業費というのは、これは現在皆さんにも基本計画案が示されているところですので、私どもも同じ内容で総額293億円という形で聞いております。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） 性能発注方式で、いろいろこの状況によって総額が変わってくるというようなところは理解をできるわけでございますけども、この大枠で上限がこれぐらいまでだよというような総額っていうのは決まっているんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 先ほども申し上げました、私どもも衛生組合から解体費を含めまして事業費が293億円という形で伺っております。こちらが今委員の質疑にありました性能発注のところも含めた中での大枠の金額というふうに捉えております。

以上です。

○委員（二宮由子君） 私はですね、その陳情の趣旨に沿った形で審査を行うのが望ましいのではないかとというふうに思っていますので、まずちょっとその趣旨のところから伺いたいと思うんですが、陳情に書かれております3つの事業の、その行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行及び市民の意見を反映させることというふうに陳情者がおっしゃっていますので、現状のその3事業に対して、どのような情報公開ですとか、説明責任を果たされているのかを伺いたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） この3事業につきましては、いずれも衛生組合の事業となっているわけですが、特に資源物処理施設につきましては、東大和市内にできるということもございまして、また過日決定いたしました都市計画決定の関係もございまして、こちらについては東大和市も市民の皆さんの理解を深めていこうというところですね、適宜説明会等を開催させていただいているところでございます。

残る2施設につきましてもですね、現在不燃・粗大ごみ処理施設の更新につきまして、こちら生活環境影響調査が終わったというところで、先月11月からですね、生活環境影響調査ということで、影響評価書の公開等、意見募集もしているところでございます。

また、新ごみ焼却施設の現在の進捗は、基本計画案がまとまったというところで今終わっておりますので、衛生組合のほうが主となって、3市も含めた中で説明会を順次開催し、今終わっているというところで、あわせてまた意見募集を組合が行っているというところでございます。

以上です。

○委員（二宮由子君） そういった情報っていうのは、逐一ホームページとかで公開されているという認識でいいのか、確認させていただきます。

○環境部長（松本幹男君） 3事業の周知につきましては、衛生組合のホームページを初めですね、組合で出しています広報紙「えんとつ」、それとあと組織市においても市報の中で、その旨あわせてですね、周知を図っているというところでございます。

以上です。

○委員（二宮由子君） そうしますと、先ほど荒幡委員の質疑にあったように、この地域連絡協議会の中の内容ですとか、そういったことも例えばその中に出た資料ですとか、そういったものも公開されているという認識でいいのか、確認させてください。

○環境部長（松本幹男君） 今委員のお話のありました協議会の関係ですね。こちら全文録という形で衛生組合

のホームページのほうで掲載をさせていただいております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） そうしたら、ちょっといろいろ聞かせていただきたいと思います。

今回の陳情内容に関してはね、本当に私自身も衛生組合の派遣議員ですけども、余りにも不透明さですね。説明責任がなされてないのを実感しております。これはね、正直うちの市もそうじゃないかというのを私は勝手に思っております。

そこで伺いたいんですが、まずいろいろ情報はね、出されているということでもありますけども、例えば3市共同資源物処理施設に関して、これはもともと何の目的でつくるということを、この間一貫して言われてました。それはどう市としては認識されてます。

○環境部長（松本幹男君） 御質問なんでお答えはいたしますが、ただ陳情の審査というところで、今そのような御質問が来るというのは、ちょっと考えてはいなかったんですが、そもそもその資源物処理施設をなぜつくるかという点におきましては、まずは衛生組合の焼却炉が本来であれば平成33年が耐用年数というふうになっているところは委員も御存じだとは思うんですね。そういった中で、当該敷地で更新をしていくに当たって、やはりごみ量を減らしていかなければ施設更新が円滑にいかないというところがございます。

あともう一点はですね、やはり資源化できるものを焼却できる状況に、この多摩地区はないというのがございます。この多摩地区の自治体を見ていただいて、委員も御存じだと思うんですが、容器包装プラスチックのリサイクル、これをせずに焼却をしているというのは、基本的には東京たま広域資源循環組合に入っていないあきる野市、こういったところについてはですね、また別な形での最終処分というところを確保してますので、その形がとれるのかなと思うんですが、私ども東京たま広域資源循環組合に入っております25市1町は、廃棄物の減容化計画というものが策定されておりますので、その計画に基づいたですね、最終処分のあり方に歩み寄っていかなければいけないというのがですね、組織市として課せられている部分でもございます。そういったことから経費がかかるという部分はございますが、ただ最終処分場を確保していくという、この難しさは非常に困難なものがございますので、そういったところで25市1町は共同歩調をとるところもありませんので、資源化に向けた事業に取り組むというところがございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 基本的にね、市のほうも説明を受けている衛生組合からの、これは2014年の8月のパブリックコメントの回答から述べますが、もともとこの共同資源化施設をつくる目的は、いわゆるごみの減量、減らすことを基本にして、いろいろさまざまな事案に関して対処していくという内容で一貫してます。ごみの減量なんですね。総量を減らしていきますと、それを一貫して言っているわけです。

ところが、実際に最終的に可否同数でね、議長裁決によって予算が通るような、そういった後で、じゃ前から言ってるんですよ。聞いてて、どのくらいごみが減るんですかと、この施設をつくって。総量はどのくらい減るんですか。資料ようやく出してきました。そうしたら2%前後ですよ、総量の。20%でも何でもない、2%前後しか減らないと。先ほどね、いろいろ容器リサイクル法にのっかって、皆さんやっていると。それは当然民間委託もやっているところもあるでしょうし、いろいろやってますけど、ただこれをつくってごみを総量を減らしますと言いながら、2%ぐらいしか減らないっていう資料を堂々と出してきました。これは東大和市は御存じだったんですか、それしか減らないっていうことは。

○環境部長（松本幹男君） 御質問は御質問として答えるわけですが、ただ今回の陳情の内容とどうなのかなと



いう部分もあるんですが、今委員からお話があった、その2%しか減量化されないというのが、たかが2%という見方も数字上、100分の2でございますんで、少ないっていうのは、数字的には小さい数字だとは思いますが、ただ2%減量することというのは、何もせずにごみの減量化というのはできないというふうに私どもは思っておりますので、その量が少ないから施設が要らないというところで、私ども行政はなかなかごみ処理事業を運営していくというのは難しいところであります。やはり取り組むことによって、そこでインセンティブが働いて、今は数字上2%というところではあっても、それが実施によっていろんな効果を生むということもやはり2次的、3次的なところの要素はあるんじゃないかと思えます。だからしたがって、その2%というのが少ないからだめという考えは、私どもは持ち合わせていないとでございます。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） あらかじめ申し上げます。

陳情の審査という視点で質疑をお願いいたします。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと委員長にまず申し上げます。

この内容ね、よく見てください、陳情趣旨を。衛生組合のね、やり方が行政の透明化や情報公開ちゃんとやってないから、それをちゃんとしてほしいという内容ですよ。で、今私が聞いたのはね、そういう情報が市にも行ってたのかどうかと聞いていることですから、どこが違うんですか。全く問題ないんじゃないですか。おかしいですよ、委員長自身が。いいですか。それで再度ちょっと伺います。

私が部長に聞いたかったのは、たった2%しか、それしか減らないとね、そういう情報は前から知ってたんですか。その点だけです、聞きたいのは。

○環境部長（松本幹男君） この事業につきましてはですね、委員も御存じのように組合の事業でございますので、私どもは当初からそのことを知っていたというものではございません。その後、事業が進む中でですね、そういういろんな情報も私たちに届いているというところでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） まずそういった情報がね、ちゃんと衛生組合から来てない。これは前からね、衛生組合の中でもどれだけの根拠があって、どれだけの量が減るのか示してほしいというのは、一貫して求めているも情報は出してこないという現実がありました。当然これはね、言わなくても当事者の皆さん知っていると思いますけども、そういった点でもまずね、なぜそういう根拠を示さないのか。最初からわかっているなら出せばいい話を、ずっとですね、総量を減らすためと言いながら、そういう形でやってきたっていうのがね、ほかの要素があるならほかの要素を最初から強調すればいいわけですよ。それは強調せずに、ごみの総量を減らすために、まずこういうことをつくりますと。つくらざるを得ないんですと。ですが、たった2%です。まずそれが1つ、ちょっと大変疑問に思ってます。

それと、今回の内容で私もどうしても市にも確認したいんですけども、新ごみ焼却施設事業について、今衛生組合が出している、この案でよりますとね、日量236トンのものをつくろうとしてます。で、それに対しての建設費、焼却施設本体だけの建設費が258億円です。で、ちょうどこの陳情にもですね、入っている資料見ていただくとわかるんですが、添付資料の3というところの類似ごみ焼却施設の建設費、浅川清流環境組合っていうのがあります。日野市、国分寺市、小金井市、この3市は東大和と今かかわっている小・村・大の衛生組合よりも人口は多いはずですよ。その人口が多いところが228トンの内容にして計画を持ってつくって、それのつい最近、工事、昨年ですね、やったのが155億ですよ。建設費本体が。で、3市ね、小・村・大よりも多

い人口を抱えているところが、より小さな焼却炉の計算をつくって、その上で発注をして155億です。ところが、今3市のほうの衛生組合が出しているのが、先ほど言ったように258億ですよ。100億も違うわけですよ。293億、ほかの解体費用も含めてね。単体で言えば258億。で、これに関してはこれを見て疑問に思わないんですか、市は。それを説明求めましたか。

○環境部長（松本幹男君） こちらについても組合からの資料でございます。それで、私どももこれを見たときに疑問を感じなかったかという今の御質問でございますが、正直言って私、ごみが長いので、疑問には思いません。それはなぜかといいますと、今委員がおっしゃったのは、人口が多い、それなのに炉が小さい、コンパクトだということ。それと金額が私どもの考えているものよりも安いという2点だと思うんですね。これについては、これはあくまでも私が知り得ている話のところでございますと、浅川清流環境組合さん、こちらについてはなぜ人口が多いのに炉が小さいか。それは私どもが考えている可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、3つではないということですね。ですから、施設に入ることごみ量、ごみ質がそもそも違っております。ですから、そこは一概に比較はできないという。もし比較するのであれば、きちんとそこは正しい条件のもとで比較しなければ、この表だけではそこはわからないというふうに思います。

それとあと金額でございますが、あと契約の時点が1点目として違うこと。もう一点は、契約の内容まで私ども把握しておりませんので、どこまでの範囲を含めた契約金額になっているかというところが比較検討できませんので、一概にこれが高い安いという、そういう判断ができないところでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 一概に高い安い判断できないといっても、少なくともね、日量228トンの焼却炉、炉をつくるにおいてね、これだけの工事費。ところが一方で100億違うわけですよ。それは先ほどの部長だと理解できる内容というふうに理解していいんですか。

○環境部長（松本幹男君） 理解ができる、できないではなくて、私が申し上げ上げたいのが、比較する前提条件がこれには示されてないということを申し上げたいわけです。ですから、私どもと同じ条件にしたときに、これが本当にこの金額かというところは、そこは違うんじゃないかということを申し上げているところです。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） そうしますとね、市としては今回のこの計画に関して、このごみ焼却建設工事費258億円というのは、これ妥当だと考えていますか。

○環境部長（松本幹男君） 今回衛生組合から示されております基本計画案の中にありますこの金額につきましては、あくまでも、まずはどういったごみ焼却炉に更新していくかというところのフレームを整えていく計画でございますので、そこの中身が固まっていない段階で、果たしてこの金額がどうなるかというのは、今後基本計画の後の実施計画、そういったステップを踏む中で、このトータル293億円というものが、よりもう少し近づいた明確な数字になるんじゃないかなというふうに私どもは捉えております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 捉えているっていうことは、別に具体的に衛生組合に根拠をね、市民からどうせ聞かれるわけだから、市議会でも聞かれるから、この根拠はね、どうなってますかっていうのは聞いてるんですか。

○環境部長（松本幹男君） 私ども組織市の一員でございますので、やはり分担金として支払う立場にございます。ですから、当然金額は抑えたいというところはございます。で、通常ごみ焼却施設の更新の際の、この基本計画の段階で、例えば23区の一部事務組合を例にとりますと、基本計画の段階で金額は載ってないんですね。

何が言いたいかといいますと、施設の必要性、要するに更新する必要性があるっていう、そこから入ってますので、金額からは入っていないところなんです。ですから、更新するに当たっては、向こう先15年、20年と使っていく施設がどういったものが求められていくのかというところの施設の青焼きを描いていくものが基本計画でございますので、他の自治体を例にとりますと、最初から金額というところは入っていない。その後ですね、皆さんの意見を聞いた中で、どういう施設にしていこうかというものができた段階で、一定のところへですね、金額の照会をかけていくべきだということになってます。これにつきましては、現在衛生組合で行われております懇談会、こちらのほうの懇談会の中でもですね、委員のほうから発言が出ております。どういう施設になるかまだ決まってない中で、293億円がひとり歩きするのはいかがかというところで、御意見も出てます。ですから、一定の施設がフレームだけではなくてですね、一定のところまでどういう仕様、どういう中身の能力を求めていくかというところで、初めてそこでより近い工事費等が出てくるものと考えております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 松本部長がおっしゃったことは、まさにもっともな話で、まさにそのとおりだと思いますよ。つまり、ただね、私が聞きたいのは、衛生組合にそういったことでね、どういう根拠で、つまりね、今この本来だったら、今この時期に数字出せないだろうと。そういう進言はされているのか。また逆に、そうされたときにどういう答えが返ってきてるのか、その辺のやりとりを教えてくださいということです。

○環境部長（松本幹男君） 私が衛生組合から聞いている部分の話でいきますと、私は先ほど申し上げましたように、施設の更新の必要性を求めるときなら、金額は今の段階では早いという考えであります。ただ私が聞いているところで行きますと、やはり計画を出すことで、どのぐらいの費用がかかるかということは、市民として知りたいところの話になるだろうということで、一定の数字は出すというふうに判断したのが衛生組合の考えでございます。根拠は何を持ったかということについては、プラントメーカーへ照会して、概算をもらっているというふうに私は聞いております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 基本的にね、松本部長がおっしゃるとおり、本来まだこの段階でね、数字は出せないはず。もし逆に出すのであれば、当然建設工事費以外に、それと同等ぐらい費用のかかる運営費も当然出すべきなんです。当然そこまで数字を出すなら。どこの衛生組合の視察行ってもね、当然今工事費幾らですかって言ったら、これとほぼ同じか、その半額。それで20年とか15年の間の返却ですけども、そのぐらいの運営費が当然かかるわけですね。ところが、それは聞いてもそれは出せませんと。具体化できませんという答えしか、確かに組合の中でも答えてます。で、それはね、やはりおかしい。いや、衛生組合のやり方がね、ちゃんとした誠実でないと思ってます。

ちょっとあわせてですね、そういった関係で、どうしても衛生組合がちゃんと市のほうにね、そういった情報を出されてるのかっていうのが、ちょっと私もね、大変疑問なところあります。つまり衛生組合が独自にね、どんどんいろんな計画を出して、それで突き進んでしまって、まあ行政とすればね、3市の枠組みを壊すわけにいかない。それで何とかね、その関係を維持するために後追的にね、承認してるのが現実じゃないのかっていうのが、私は衛生組合の議員として入っている中で実感していることです。つまり現実のね、受け答え、なかなかおかしな答弁が多いですよ。例えばね、この金額、つまり今のこの焼却炉の建設計画でいくと、東京オリンピックにね、近い段階でね、一番工事費の高いときに発注する形になっちゃうわけですけども、こ

の辺もずらすこととか可能ではないか。ところが、発言とすれば、いや、東京オリンピックが終わった後もね、工事費が下がる確証はないからということも言ってますけど、その辺は市と同じ認識なんですか。

○環境部長（松本幹男君） まず、1点目のですね、工事の時期をずらす、そこについてでございますが、これは私ども衛生組合から聞いているところでいきますと、やはり施設が老朽化または一方では耐用年数を迎えるというところがあるので、地域住民の方からは、より安全な施設という言い方はおかしいんですが、やはり早急に建て替えはやはりしてほしいという声が出ているというふうに私どもは聞いております。したがって、お願いをして搬入している私どもの立場としてみれば、確かに現在周辺で更新が行われている施設と比べてしまいますと、やはりかなり旧式化した施設であるのは、そこは否定ができないというのがございますので、時期について、やはり地域住民の一定の御意見、声があるというところを踏まえているというのが、1つでございます。

またですね、建設費の単価、これは現実問題として上がっているのはですね、別に何もこのごみ処理施設ばかりではないと思います。やはりそういったところで、値段が単価的には上がって上昇している事実があるので、そこについてオリンピックが終わった後どうかというのは、なかなかこれは先のことの見通しまでは私どももできませんので、最低限、今の単価で現状見させていただくしかないだろうというふうに考えております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） ちょっとそれで大丈夫ですか。このね、確かに東京オリンピック前にしての工事費がどんどん急騰してる、沸騰してる、高くなってる。で、これがね、単純にね、下がる可能性はわからないと、そのままなっちゃうという言い方をされたときにね、じゃうちの市も今後ね、工事費とか別にこっちの焼却炉関係ないですよ。やったときに全部そういう計算していくのかっていったら、そうしたら財政パンクしてね、予算も組めなくなっちゃうから、それはないだろうと思うんですよ。

それと、私はね、過去バブル期も含めてそうですけど、建設費が高騰しても必ず下がっているわけですよ、何年かして。大体数年ですよ。下がっている、ね。ずっとそのまま上がったままね、ずっと価格がそんな下がらないということはありません。ですから、私が心配してるのは、今この焼却炉のこの建設、ほかの解体工事含めて、さらに今のあの場所で工事費を、焼却炉を建て替えると、他の衛生組合に最低でも5年間、焼却し切れないごみを依頼しなくちゃいけない。その数字もあえて出してない。それは莫大な金額ですよ。しかもそれは一切補助金も何もないですよ。各市が丸々負担しなくちゃいけない。そう考えていったら、市財政にとっても大変なことになるんじゃないかと、大変危機感を持っています。その辺はちょっとどうなんですか。その辺のことを含めて衛生組合にこのままでいいんですかっていうことは、それは部長だけじゃなくて副市長もどうですか。確認はしてないんでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 陳情いただいた趣旨の部分と若干違う部分はあるのかなと思いますけれども、市といたしましては、やはりごみを安定的に処理をすると。市民の皆様にもそこで迷惑をかけないというのがですね、一番大きな課題だというふうに思っております。そういう中で、オリンピックに向けてやはりその経費が非常に高騰しているという事実。それから労働力不足ということも認識してございます。ですから、そういった意味で、例えば1年おくらせると非常に安くできて、何とかというのが担保できるのならば、それも選択肢の1つとしては、理論的にはありかなと思わないわけではございません。ただですね、現状の施設がですね、かなり老朽化をしております、やはり安定的に処理をするのに支障がきたす事実もですね、出てきておりますの

で、やはりその33年を目指してですね、早急に施設を更新しなければいけないというのも重い事実であることを認識してございますので、そういった意味でですね、従前から積み上げてきた中で、速やかに進めていきたいと。そして、その進める段階ではですね、精査する中で、なるべく経費のかからない方法をですね、うまくとれば良いなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 基本的にはね、これうちの市だけじゃなくて、武蔵村山市さんの関係者も言ってますけどね、このままこの金額でやられたら、財政的にもたないんじゃないかって大変危機感を持っています。当然です。だからこそね、きちっと衛生組合にその数字の根拠をね、いろんなことをやっぱしもって市が言うべきだというふうに認識しております。ただそこでね、ただそうなったときに、どうしてもごみをね、処理しなくちゃいけない、ね。東大和市がもしかしたら追い出されるんじゃないかみたいなね、ちょっと間違った情報がいろいろ飛び交っていることも大変残念なことなんですけども、先ほどちょっと気になったんで、ちょっと部長にお伺いしますけども、東大和市が追い出されるようなことが現実的に起こり得ることとしてっていう発言がありました。根拠は何ですか。

○環境部長（松本幹男君） 委員会の審議とどうなのかなっていう部分はあるので、できれば委員会が終われば、いろいろそういったところのいろんな質問は受けたいなどは思っているところですが、端的に申し上げますと、この一部事務組合、3市でやっておりますので、1市が欠ければ、この組合の存続自体は意味をなさないっていうところを指しております。ですから、かつての二枚橋衛生組合、こちらの例を見ていただければわかるように、1市が崩れると組合が崩れてしまう、そういったところを意味しております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 部長ね、私が今質問したのは、部長が先ほど答えたことに対して質疑してるわけですからね。それを踏まえていただきたいんですけども、私は衛生組合のね、いわゆる中の内規とか含めて、組合の構成の要件見ても、いわゆる3市のどこか追い出すとかね、構成上できない。そういう根拠はどこにも出てないっていうのが、まず1点。

それと、それなのにそういうことがあるかのように言いますが、私はちょっと聞きたいのは、小金井市の問題ですよ。どこまで分析されているのか。私も今回のことがあって、小金井市のいろんなことを分析させてもらってます。調査してます。いろいろ文献読んでます。で、そのこととうちの市のね、この3市のちょっと合わないんですよ。つまりそのようなことのね、展開にはなり得ないんじゃないか。そういうふうに私は小金井市の結局衛生組合ね、追い出されるもないんですけど、単独で結局焼却炉を持たざるを得ないという中で結局持たなくて、ああいうふうな状況になったね、ことと、今東大和市の置かれている状況は違うというふうに認識はしておりますけども、その点について何か御意見があれば伺いたいと思いますけども。

○環境部長（松本幹男君） 状況という部分では二枚橋衛生組合のときの状況と、私どもの今の状況は中身は違うと思います。ただ、私が申し上げたかったのは、そこで信頼関係が崩れ、1市が抜けるだけでもですね、組合自体が存続ができなくなるというところを申し上げたかったところでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 衛生組合ではね、ほかの市にね、組合から出てほしいとか、そういったことは一度も言ったことはありませんと。衛生組合では述べてます。つまりそういう論議は成り立たないということが、衛生組合のほうが言っていることは、ちょっと皆さんに知っていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 陳情趣旨ですけれども、東大和市議会として、小・村・大衛生組合に対して、その行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行及び市民の意見を反映させることの決議を求めるといふことで、改めて決議を上げるまでもなく、当然の行政としてやるべきことを求めている陳情だといふふうに思います。しかし、それでもなおあえて決議を上げてほしいという理由が陳情理由のところでは述べられていて、それについては荒幡委員が一つ一つ確認しましたので繰り返しませんけれども、やはり今中野委員からも出ましたけれども、周辺住民の方々が、その事業の必要性や立地の合理性等について質問をしても、それに対して納得できる回答がない、合理的な回答がないという状況の中で、反対を続けるのであれば、衛生組合から東大和市は排除されることになるよという明確な説明が行われないもとので、そういうことが言われるというのは、これはもう恫喝と言われても仕方がないような、非常に行政の対応としては不適切な対応だといふふうに私は思います。そういう状況の中で、今回この陳情が出されたといふふうに私は理解をしています。

それで、ここの陳情で言われている進め方や情報開示の問題については、私も感じるがありますので、市の認識を伺いますけれども、1つは25年の1月4日ですか、4団体の合意があつて、周辺住民の理解を得た後に事業に着手するといふ合意がなされた。にもかかわらず、その後2カ月間、8回の説明だけで理解を得られているとはいひがたいが、必要な施設なので進めるといふことで見切り発車をしてしまったといふことが、その後の事業の進行や、それから周辺住民の方々の理解を得る上で、大きな壁をつくってしまったといふふうに私は考えるわけです。

それで、今後について、やはりこの陳情趣旨にあるように、同じようなことが繰り返されてはね、この3つの事業を進められないといふことだと思ひますけれども、その点について市はどう考えているのか、伺います。

○環境部長（松本幹男君） 組合の事業であるといひましても、それは組織市である東大和も、そこはきちんと協力をしていく立場にありますので、今までと同じように真摯に説明できますようにですね、そこは住民と向き合っていくところでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 私は今までと同じようであつては困るので、この陳情が出されているといふふうに理解しています。で、ここはもう言い争いといふか、お互い一致することはないと思ひますので、言いつ放しにしておきますけれども、やはり4団体合意、住民の理解を得た後に事業を進めるといふ合意がありながら、わずか2カ月、8回で説明は終わりました。それで、その後7月に東大和市の部長も入つたと思ひますけれども、3市、それから衛生組合も入つてるのかな。会合の中で確認された基本方針が住民の理解を得られているとはいひがたいけれども、必要な事業なので実施をするといふことが確認されたので、東大和市もその確認の当事者なわけです。ですから、そういう点で、そういうことをやってしまうと、つまり見切り発車といふことをやってしまうと、こういうことが繰り返されると、より事態を困難にするといふことだと思ひます。ですから、そういうことでぜひ今後の対応はお願いしたいといふふうに思ひます。

それから、もう一つ、先ほど中野委員のほうからは、ごみがどれぐらい減るのかといふことを何度も何度も聞いたけれども答えずに、いざやるつていう後になって2%しか減らないといふ数値が示されたといふことが指摘されましたけれども、私のほうからは、廃プラ施設の建設にかかわつて、当初13億、それが19億、その後そのいろいろ聞き取りをしてみたら30億から40億かかるといふことが明らかになったといふことがありました。それで、それを26億に減らして、それで入札をするといふことで説明があつたわけですけれども、私のほうか

ら40億から26億に減らした、このことについて、何を削ったのかいうことを繰り返し、これは衛生組合議会で質問したわけですが、答えがなかったんですね。その後、入札が終わった後になって明らかにされたのは、明らかにスペックが下げられていると。その基本構想、基本計画の中にあつた貯留スペースについて、3日分というものが2日分に切り下げられていたり、それからごみを搬入する間口がたしか12メートルという最低限が記されていたのが取り払われたりっていう、明らかに市民に示された基本構想、基本計画に明記されたことが何も訂正もされないまま引き下げられていたということが明らかになりました。これ自体、組合議会で議員が聞いても答えないということでしたけれども、たしか私の記憶では、市もこのスペックの引き下げについて、私と同様知らなかったんだと思いますけれども、この点についてちょっと確認したいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 施設のスペックの関係でございますが、それとあわせた金額のところ、ここにつきましては、衛生組合が事業者と調整等を図っている部分でございます。したがって、私どもが事業者提案、入札を実施する前にですね、これは委員も御存じのように、メーカー提案いただいているわけですが、その段階の事務について私どもは、これ組合の事業なんですね、入っております。ですから、結果として私たちもその点については後から知ったという、そういうところでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） これはね、今でも基本構想、基本計画では3日って明記されたまま、計画そのものの修正もされていないんですね。ところが、実際の事業は入札は今言ったような形で、スペックが引き下げられて結ばれるということになったわけです。しかも私が議会で聞いても、その場では答えずに、全てが終わった後に資料が出てくるという、こういうやり方。それから、市も知らなかった、知らされていなかった。これはもう市民、3市市民に知らされた計画が、知らない間にええられていた。しかもええられたことすらいまだに明らかにされていないということなんですね。やはりこういうことから考えれば、改めてこれは衛生組合に対して求めるということですね。東大和市議会として、衛生組合に対して、ここに書かれてある行政手続の透明化、情報公開、説明責任の遂行、市民の意見を反映させることということ、当然こうした経過を踏まえても、求めるべきだ。市としてもこれは求める必要があるというふうに考えますけれども、市の認識を伺います。

○環境部長（松本幹男君） 衛生組合も一つですね、特別地方公共団体でございます。ですから、この事業実施に当たって、また今後の施設の維持運営等に関してもですね、先方には先方で当然議会を持った中で実施している1つの団体でございますので、そこについては、私ども組織市という部分では、意見は今後も申し上げていきたいと思っておりますが、ただ、一部事務組合としてごみの中間処理をやっていくとした以上はですね、ある程度そこは節度ある形でお話を持っていくというふうには思っております。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

---

午前10時47分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（根岸聡彦君） これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（根岸聡彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（尾崎利一君） 29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情に賛成の立場で討論を行います。

この陳情で述べられている東大和市議会として、小・村・大衛生組合に対し、その行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行及び市民の意見を反映させることの決議を求めるという趣旨は、当然過ぎるほど当然のことだと考えます。しかも陳情理由にあるように、これが3事業を行うに当たって、必要不可欠なことだと。この陳情の趣旨に反する事態が実際に起きているから、あえてこの決議を求めるということが陳情理由の中にも述べられています。

そして、私の質疑の中でも、実際に衛生組合が事業の情報開示をきちっと行っていない、もしくは隠していたとしか思えないような事態が生じていることも明らかにしたところです。

さらに、当市議会としては廃プラ施設の都市計画決定の中止を求めるといふ陳情を採択したにもかかわらず、事業が進められているということも考えれば、当然議会として、改めて態度を明確にするということが求められていると思います。

以上の理由から、本陳情を採択し決議を提出するよう求めるものです。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（根岸聡彦君） 起立多数。

よって、本件を採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました29第9号陳情につきましては、委員会として決議を行うこととし、決議の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩



---

午前10時51分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、所管事務調査、市の一般事務に係るごみ行政について、本件を議題に供します。

ここで資料配付のため暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

---

午前10時52分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の当委員会において、所管事務調査の進め方について協議しました結果、お手元に机上配付させていただきましたとおりの項目で調査をしていくことになりました。

また、今回の詳細につきまして、ただいま資料を配付させていただいたところであり、今後のスケジュールにつきましては、担当部署への質疑及び行政視察を行い、平成30年の第3回定例会に調査報告することを目途に進めてまいりたいと思っております。

本日は、この調査項目の①の部分に関して調査をしていきたいと思っております。行政側への確認事項として、①ごみの分別に対する市民の意識という形のタイトルになっておりますが、（1）から4まで詳細な項目をつけております。ただ、1から4までの順番ということではなく、①全体に関して、1から4にかかわるようなことを調査できればというふうに思いますので、ここは順番を特に意識する必要はないと考えております。

それでは、まず初めに①ごみの分別に対する市民の意識について、御質疑、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

○委員（二宮由子君） 済みません、突然なので、何か資料を自分で持ってくればよかったかなというふうに思っているんですけど、例えばごみゼロプランだとか、何かこう市が作成していただいたものに対して、その内容の確認だとかさせていただくのが手順としてはよかったのかなと反省しております。

ちょっとこの今後のスケジュールの中でごめんなさい、1点だけ伺ってよろしいですか、委員長になんですけど。今後のスケジュールの3番で、近隣他市への視察を年度内もしくは6月定例会前に実施予定されるということなんですけど、このもう近隣他市というのはどういったところというような予定なり案なりおありでしたらば、ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（根岸聡彦君） そこも含めて皆さんと御協議できたらというふうに思っております。

ただいまの二宮委員のほうから御指摘ありました、資料等お持ちになっていないということですので、もし皆さん、今後の準備等である程度時間が必要だということであれば、本日の調査につきましては資料を配付させていただいたということにとどめて、次回に見送りたいというふうに思いますが、御異議ございませんでしょうか。（「このカレンダーもあれでしょ」と呼ぶ者あり）カレンダーについては2番目ということで、①から⑥の順番で調査を進めていきたいというふうに思っております。

○委員（関田正民君） ごみ出しカレンダー、ちょっともう一度見せてもらえば、基本的にありがたいなという。ただカレンダーって言われてもさ、あれ確かに評判いいんですよ。いいんだけど、どんなものだからちょっと忘れちゃったの。いいことだけは覚えてるんだけど。だからちょっと見せてもらえばありがたいと思ってます。

○委員長（根岸聡彦君） ごみ出しカレンダーにつきましては、各地域ごとに各曜日によって出すごみの種類が

違ってまいりますので、統一する必要はないと思います。大体どういった内容が書かれているのかというところが見ればいいのかと思いますので、そちらのほうは市長部局のほうで用意していただくことにしたいと思います。

お諮りいたします。

所管事務調査、市の一般事務に係るごみ行政についてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（根岸聡彦君） これをもって、平成29年第8回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前10時57分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 根 岸 聡 彦